

八木山翠風苑短期入所 滞在費・食費料金表

1. 滞在費の段階別料金

段 階	料金(1 日) ユニット型個室
第 1 段階	8 8 0 円
第 2 段階	8 8 0 円
第 3 段階①	1, 3 7 0 円
第 3 段階②	1, 3 7 0 円
第 4 段階	2, 1 4 9 円

基準額 ⇒

2. 食費の段階別料金

段 階	料 金 (1 日)			
第 1 段階	3 0 0 円			
第 2 段階	6 0 0 円			
第 3 段階①	1, 0 0 0 円			
第 3 段階②	1, 3 0 0 円			
第 4 段階	1, 5 1 2 円	(朝食) 429 円	(昼食) 560 円	(夕食) 523 円

基準額 ⇒

(注 1) 上表の第 1 段階から第 3 段階については、介護保険法に定められた低所得者に対する居住費及び食費の自己負担軽減措置（特定入所者介護サービス費制度）に基づき設定され、その段階ごとの負担限度額が定められている。

但し、第 4 段階は、軽減措置はなく法人と利用者との契約により料金の設定をする。

〈利用者負担段階及び対象者〉

利用者負担段階	被保険者の所得状況等	預貯金等の資産の額
第 1 段階	生活保護受給者	
	本人、配偶者、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下
第 2 段階	本人、配偶者、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の年金の収入額と年金以外の合計所得金額の合計が 80 万 9,000 円以下の者	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下
第 3 段階①	本人、配偶者、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の年金の収入額と年金以外の合計所得金額の合計が 80 万 9,000 円を超え 120 万円以下の者	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下
第 3 段階②	本人、配偶者、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の年金の収入額と年金以外の合計所得金額の合計が 120 万円超の者	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下
第 4 段階	本人、配偶者又は世帯の中に市町村民税課税者がいる者	

※ 太線内の段階は、自己負担軽減措置（特定入所者介護サービス費制度）適用